

関西エコオフィス宣言

～オフィスでできる身近な取組み～

実施要領

1 目的及び経緯

人類の持続的発展のためには地球温暖化対策は、最も重要かつ喫緊の課題です。

このため、気候変動枠組み条約に基づく国際的取組みが進められており、京都で開催されたCOP3において具体策として温室効果ガス削減目標を定めた議定書が採択されました。

この21世紀に向けての人類史上記念すべき一歩が刻まれた京都を有する関西は限られた地域ではあり、全体で一致協力し、全国に先駆けて地球温暖化対策に取り組むことは我々関西人の責務ではないでしょうか。

そこで、関西広域連携協議会（以下、「KC」といいます。）と兵庫県では「関西エコオフィス宣言」運動を実施することとしました。

なお、「関西エコオフィス」とは、経済効率的で環境に配慮することにより地球温暖化防止を図ることを意思表示されたオフィスのことです。

2 実施のフロー

「関西エコオフィス宣言」賛同オフィス募集

兵庫県では、趣旨に賛同し地球温暖化対策を実施する意思のあるオフィスを募集します。宣言項目を下記から選択して下さい。

冷房28 以上、

夏季の軽装勤務（ノーネクタイ等）

暖房20 以下

節電の励行（不必要な電灯の消灯等）

節水の励行（節水こまの利用等）

省エネ設備機器の導入（断熱材の利用、インバータ式エアコンの導入等）

新エネ設備機器の導入（太陽光発電の導入等）

グリーン製品の購入（リサイクル製品の購入、低公害車の導入等）

緑化の推進（屋上緑化、敷地内緑化等）

エコドライブの励行（アイドリングストップ、経済速度の遵守等）

自動車利用の抑制（ノーカーデー、公共交通機関・自転車の利用奨励等）

ごみの再資源化（ごみ分別の徹底、廃棄物排出量の削減等）

その他（独自に取り組まれる項目など）

極力多項目の実施をお願いしますが、1項目の実施からでも応募できます。

（KC及びその構成団体は関西の全オフィスが宣言オフィスとなるよう普及啓発するとともに、最終的にはISOなどの環境管理システムの導入を目標とすることとします。）

賛同オフィスは兵庫県に応募

賛同オフィスは、この実施要領の様式1を記載してFAXまたはe-mailでお申し込み下さい。
(詳しくは下記応募先までお問合せ願います。)

応募先 : 兵庫県健康生活部環境管理局大気課

電話 : 078-362-3284

FAX : 078-362-3966

e-mail : taikika@pref.hyogo.jp

賛同オフィスに対し「関西エコオフィス宣言ステッカー」の配布

賛同オフィスには、兵庫県から宣言ステッカーを配布しますので、オフィスの入り口などの目立つところに掲示をお願いします。また、HPなどで宣言企業であることを周知してください。

また、兵庫県でも、HPなどで周知し、運動の周知・意識の高揚に努めます。

宣言ステッカー配付先のオフィスを「宣言オフィス」として認定します

平成19年3月末までに 実施結果を報告

宣言オフィスは、この募集要領に従い、翌年2月末までの実施結果を様式2により報告してください。報告先は応募先と同じです。

平成19年5月に 推奨オフィスの公表

兵庫県では、特に先導的な取組みと認められる宣言オフィスについて、毎年5月に推奨オフィスとしてHPなどで公表を行います。

平成19年5月～6月に 『関西大賞』の表彰及び報道発表

KCでは兵庫県からの実績報告を取りまとめ、6月に開催する9府県知事・3政令指定都市市長及び経済団体代表などで構成する「関西サミット」において『関西大賞』として表彰を行います。

また、取りまとめた全体の事業の実績について、9月末ころまでに報道発表を行う予定です。

3 その他

取組ポイント

施策の趣旨は、地球温暖化対策の必要性を周知していただくとともに、参加企業の自覚を求めることであり、宣言オフィスの認定は意思表示を最優先として手続も簡易なものとしたことです。

宣言オフィスのメリット

経費節減及び宣言をすることにより、KC及び兵庫県の広報媒体に掲載され、広く企業イメージアップが図れます。

宣言期間

宣言オフィスの有効期間は、届出年度とその次年度の2年間とします。

募集の対象について

賃貸オフィスで屋上緑化を実施する場合、費用負担する家主はそのビル全体を宣言対象オフィスとできるとともに、テナントオフィスも費用負担する場合はそのテナントオフィスも対象となります。

兵庫県内で同一経営者が多数のオフィスを所有・使用している場合、実施項目も同一な場合は届出書1枚で宣言ステッカーはオフィス数配布します。

その他、募集する詳細な内容については、上記応募先に問い合わせください。